

第6章 新たな防災気象情報の運用開始後の対応について

第1節 概要

新たな防災気象情報の運用開始後は、基本・風水害対策編に記載されている従前の防災気象情報に関する記述は、本章に示すとおり、新たな情報を踏まえた記述に読み替えるものとする。

※ 読替箇所は太字としている。

第2節 読替箇所一覧

ページ	運用開始後		
77	第2 勤務時間外における初動体制の確保 《危機管理室、各局等、各区》 2 連絡体制 (1) 危機管理室の連絡体制 危機管理担当局長は、勤務時間外の初動体制を強化するため、危機管理室に毎日2名以上の職員を配置し、気象及び災害に関する情報の収集・伝達等を行う。また、レベル2大雨注意報等が発表された際には、あらかじめ定められた職員は、ただちに登庁し、情報の収集等にあたり、必要に応じ、危機管理担当局長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。		
77	(3) 区の連絡体制 各区長は、勤務時間外の初動体制を強化するため、初動対応を行う職員をあらかじめ指名する。指名された職員は、本市にレベル2大雨注意報等が発表された場合、気象及び災害に関する情報の収集・伝達等を行い、必要に応じ区長へ報告するとともに、職員の動員等の初動対応に当たる。 第3 注意体制 《危機管理室災害対策課》 1 設置及び廃止 (2) 設置基準 <table border="1"> <tr> <td>設置基準</td><td> <u>ア 気象台から次の気象注意報・警報が発表されたとき（該当区）。</u> (ア) レベル2氾濫注意報（中区、南区、安芸区を除く。） (イ) レベル2大雨注意報 (ウ) レベル2土砂災害注意報 (エ) 大雪警報 (オ) 暴風雪警報 <u>イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。</u> <u>ウ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。</u> エ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。 </td></tr> </table>	設置基準	<u>ア 気象台から次の気象注意報・警報が発表されたとき（該当区）。</u> (ア) レベル2氾濫注意報（中区、南区、安芸区を除く。） (イ) レベル2大雨注意報 (ウ) レベル2土砂災害注意報 (エ) 大雪警報 (オ) 暴風雪警報 <u>イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。</u> <u>ウ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。</u> エ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。
設置基準	<u>ア 気象台から次の気象注意報・警報が発表されたとき（該当区）。</u> (ア) レベル2氾濫注意報（中区、南区、安芸区を除く。） (イ) レベル2大雨注意報 (ウ) レベル2土砂災害注意報 (エ) 大雪警報 (オ) 暴風雪警報 <u>イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。</u> <u>ウ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。</u> エ 上記のほか、危機管理室災害対策課長が必要と認めたとき。		

ページ	運用開始後	
	摘 要	① 下線部は、自動設置とする。 ② ウについては、南海トラフ沿いで発生した地震（一部割れケース）から 1 週間（168 時間経過した以降の正時までの期間）、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり（ゆっくりすべりケース）の変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、注意体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。 ③ 南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から 1 週間を経過した後、さらに 1 週間（336 時間経過した以降の正時までの期間）は、注意体制を基本とする。 ④ 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。
78	第 4 警戒体制 《危機管理室災害対策課》 1 設置及び廃止 (2) 設置基準	
	設 置 基 準	ア 気象台から次の気象警報が発表されたとき（該当区）。 （ア） レベル 3 氾濫警報以上の警報（中区、南区、安芸区を除く。） （イ） レベル 3 大雨警報以上の警報 （ウ） レベル 3 土砂災害警報以上の警報 （エ） レベル 2 高潮注意報が発表されたとき。 イ 気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。 ウ 上記のほか、危機管理室長が必要と認めたとき。
	摘 要	① 下線部は、自動設置とする。 ② イについては、後発地震発生の可能性を踏まえ、南海トラフ沿いで発生した地震（半割れケース）から 1 週間（168 時間経過した以降の正時までの期間）は、警戒体制の確保を基本とするが、発表された情報の内容によっては、他の災害応急組織体制の設置や動員体制について検討する。（※）
※ 大規模地震発生の可能性が高まったと判断できるケースは「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」の 3 通りであり、これらのケースに該当する異常な現象が発生した後に発生する恐れがある南海トラフ地震を「後発地震」という。		

ページ	運用開始後				
80	第5 災害警戒本部 《危機管理室危機管理課》 1 設置及び廃止 (2) 設置基準 <table border="1" data-bbox="311 338 1390 1050"> <tr> <td data-bbox="311 338 375 824">設置基準</td><td data-bbox="375 338 1390 824"> ア レベル3 氾濫警報以上の警報が発表され、避難判断水位に到達したとき（該当区）（中区、南区、安芸区を除く。）。 イ レベル3 大雨警報以上の警報が発表され、河川管理者から「レベル3 氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。 ウ 河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得たとき（該当区）。 エ レベル3 土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3 時間後までに危険警報基準超過）が表示されたとき（該当区）。 オ レベル3 高潮警報が発表されたとき（該当区）。 カ 市域で震度4 の地震を観測したとき。 キ 広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る。）。 ク 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="311 824 375 1050">摘要</td><td data-bbox="375 824 1390 1050"> ① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。 </td></tr> </table> ※ 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）（実況で特別警報基準超過、実況で危険警報基準超過、1 時間後までに危険警報基準超過、2 時間後までに危険警報基準超過、3 時間後までに危険警報基準超過、6 時間後までに注意報基準超過を区分して表示）	設置基準	ア レベル3 氾濫警報以上の警報が発表され、避難判断水位に到達したとき（該当区）（中区、南区、安芸区を除く。）。 イ レベル3 大雨警報以上の警報が発表され、河川管理者から「レベル3 氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。 ウ 河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得たとき（該当区）。 エ レベル3 土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3 時間後までに危険警報基準超過）が表示されたとき（該当区）。 オ レベル3 高潮警報が発表されたとき（該当区）。 カ 市域で震度4 の地震を観測したとき。 キ 広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る。）。 ク 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。	摘要	① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。
設置基準	ア レベル3 氾濫警報以上の警報が発表され、避難判断水位に到達したとき（該当区）（中区、南区、安芸区を除く。）。 イ レベル3 大雨警報以上の警報が発表され、河川管理者から「レベル3 氾濫警戒情報」が通知されたとき（該当区）。 ウ 河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得たとき（該当区）。 エ レベル3 土砂災害警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※）に危険度（3 時間後までに危険警報基準超過）が表示されたとき（該当区）。 オ レベル3 高潮警報が発表されたとき（該当区）。 カ 市域で震度4 の地震を観測したとき。 キ 広島県に津波注意報が発表されたとき（西区及び佐伯区に限る。）。 ク 上記のほか、危機管理担当局長が必要と認めたとき。				
摘要	① 下線部は、自動設置とする。 ② 高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。 ③ 震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。 ④ 国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。				
85	第6 災害対策本部 《危機管理室危機管理課》 1 設置及び廃止 (2) 設置基準				

ページ

運用開始後

	設置基準	ア	レベル4 氾濫危険警報以上の警報が発表され、氾濫危険水位（※1）に到達したとき（該当区）（中区、南区、安芸区を除く。）。	
		イ	河川管理者から「レベル4 氾濫危険情報」が通知されたとき（該当区）。	
		ウ	河川管理者から水位情報提供実施要領に基づいた情報を得たとき（該当区）。	
		エ	レベル4 土砂災害危険警報以上の警報が発表され、土砂災害に関するメッシュ情報（※2）に危険度（実況で特別警報基準超過、実況で危険警報基準超過、1 時間後までに危険警報基準超過、2 時間後までに危険警報基準値超過）が表示されたとき（該当区）。	
		オ	レベル4 高潮危険警報が発表されたとき（該当区）。	
		カ	レベル4 大雨危険警報以上の警報が発表され、浸水キキクルで「危険（紫）」が出現したとき。（該当区）	
		キ	内水氾濫危険情報（雨水出水特別警戒水位到達情報）が発表されたとき（中区に限る。）。	
		ク	市域で震度5 弱以上の地震を観測したとき。	
		ケ	市域で長周期地震動階級3 の地震を観測したとき。	
	コ	広島県に津波注意報が発表されたとき（中区、南区及び安芸区に限る。）。		
全員体制	コ	市域で震度6 弱以上の地震を観測したとき。		
	サ	市域で長周期地震動階級4 の地震を観測したとき。		
	シ	広島県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。		
	ス	災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。		
摘要	①	下線部は、自動設置とする。		
	②	高潮に関しては、気象台が開催する台風説明会の内容に応じて判断する。		
	③	震度は、気象庁の発表震度の最大値とする。		
	④	国外で発生した地震に伴う津波注意報の場合は、自動設置とせず、気象台からの聞き取り情報等の内容に応じて判断する。		
※1 氾濫発生水位への到達予測を含む。				
※2 広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害の危険度に応じたメッシュ情報（危険度判定）				
110	第1 情報の収集・伝達体制 《危機管理室災害対策課》			
	1 情報の種類			
	区 分		概 要	
	気象情報等	防災気象情報	広島地方気象台が発表する特別警報、危険警報、警報、注意報、気象解説情報等	
		(略)		
		(削除)		
(略)				

ページ	運用開始後														
115	第2 気象情報等の収集及び伝達 1 防災気象情報（津波に関するもの（震災対策編へ規定）を除く。） 【関係法令：気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条、第13条の2、第15条の2、水防法第10条第1項】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象解説情報</td><td>気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表</td></tr> <tr> <td>気象防災速報</td><td>気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表</td></tr> <tr> <td>注 意 報</td><td>気象現象により災害が発生するおそれがある場合に発表【表3-3-1】</td></tr> <tr> <td>警 報</td><td>気象等により重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】</td></tr> <tr> <td>危 険 警 報</td><td>重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要な場合に発表する予報【表3-3-1】</td></tr> <tr> <td>特 別 警 報</td><td>予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】</td></tr> </tbody> </table>	種類	概要	気象解説情報	気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表	気象防災速報	気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表	注 意 報	気象現象により災害が発生するおそれがある場合に発表【表3-3-1】	警 報	気象等により重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】	危 険 警 報	重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要な場合に発表する予報【表3-3-1】	特 別 警 報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】
種類	概要														
気象解説情報	気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表														
気象防災速報	気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に発表														
注 意 報	気象現象により災害が発生するおそれがある場合に発表【表3-3-1】														
警 報	気象等により重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】														
危 険 警 報	重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要な場合に発表する予報【表3-3-1】														
特 別 警 報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告する予報【表3-3-1】														
116	(3) 気象情報、注意報、警報、危険警報及び特別警報の発表区域 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>気象解説情報</td><td>中国地方（山口県を除く。）、広島県</td></tr> <tr> <td>気象防災速報</td><td>広島県</td></tr> <tr> <td>注意報、警報、危険警報、特別警報</td><td>行政区</td></tr> </tbody> </table>	気象解説情報	中国地方（山口県を除く。）、広島県	気象防災速報	広島県	注意報、警報、危険警報、特別警報	行政区								
気象解説情報	中国地方（山口県を除く。）、広島県														
気象防災速報	広島県														
注意報、警報、危険警報、特別警報	行政区														
116	(4) 受信及び伝達 ア 広島地方気象台は、レベル3大雨警報等が発表される降雨が見込まれる場合には、ホットラインを活用した早期の情報伝達に努め、特に防災上重要な防災気象情報及び特別警報の発表時には、ホットラインを活用した支援を行う。 イ 広島市は、防災気象情報の収集を行う。レベル3大雨警報等が発表される降雨が見込まれる場合には、広島地方気象台とのホットラインを活用した早期の情報収集に努める。 ウ 防災気象情報の受信及び伝達経路は次のとおりとする。 （受信及び伝達経路図の凡例） ——→ 注意報・警報・危険警報・特別警報伝達経路 ——→ 警報・危険警報・特別警報のみ伝達経路 —・→ 気象情報等伝達経路 ◀-▶ ホットライン														
116	(5) 本市での防災気象情報の活用 広島地方気象台から防災気象情報を受信した場合、その他の各種防災情報の収集に努めるとともに、本市の災害応急組織の編成等に活用する。 （削除） (6) 住民への伝達等 市災害警戒本部又は市災害対策本部設置時に、警報、危険警報、特別警報等が発表又は解除された場合には、市防災行政無線、広島市防災情報メール配信システム、市ホームページ、市公式SNS、避難誘導アプリ、市防災情報共有システム等により、住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。														

ページ	運用開始後		
117～ 118	表 3-3-1 特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）		
	警報等の名称等		概 要
	レベル 5 特別警報 （警戒 レベル 5 に相当）	レベル 5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1 が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
		レベル 5 土砂災害特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
		レベル 5 氾濫特別警報	河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
		レベル 5 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	レベル 4 危険警報 （警戒レ ベル 4 に 相当）	レベル 4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
		レベル 4 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
		レベル 4 氾濫危険警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
		レベル 4 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な状況の場合に発表。
	レベル 3 警報 （警戒レ ベル 3 に 相当）	レベル 3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
		レベル 3 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
		レベル 3 氾濫警報	河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
		レベル 3 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル 2 注意報 （警戒レ ベル 2）	レベル 2 大雨注意報	大雨による浸水害等※1 が起こるおそれのある場合に発表。
		レベル 2 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
		レベル 2 氾濫注意報	河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。
		レベル 2 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表。
	1 ※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。 ※2 洪水予報河川 2 指定河川における水防活動の利用に適合する注意報、警報 気象業務法第 14 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定により、広島地方気象台は、水防法第 10 条第 2 項又は第 11 条第 1 項の規定により指定された河川について、太田川河川事務所又は広島県と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、当該河川の水位又は流量等の状況を示して水防活動の利用に適合する警報等を発表する。		

ページ

運用開始後

3

レベル2 注意報・レベル3 警報・レベル4 危険警報・レベル5 特別警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たなレベル3 警報等が発表されるときは、これまで継続中のレベル2 注意報等は自動的に解除され新たなレベル3 警報等に切り替えられる。

4

流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数のことである。

5

地震等大規模災害発生後は、地盤等の状況を考慮し、広島地方気象台と広島県等が調整して暫定的に基準を設けた上で、大雨及び土砂災害の注意報・警報・危険警報を発表することがある。

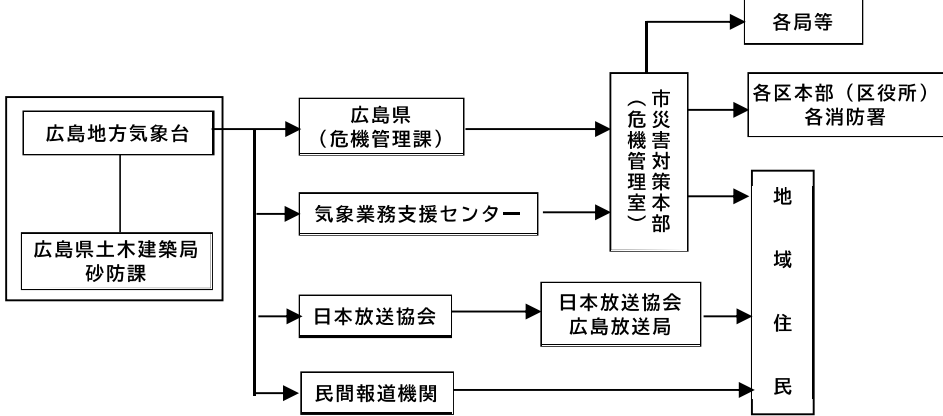
表3-3-2

特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

警報等の名称等		概 要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表。
警報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけ。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけ。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加される場合あり。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけ。

ページ	運用開始後		
		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表。
		なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表。
		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。
		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表。
		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表。
表 3-3-3 水防活動の利用に適合する注意報、警報 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の名称及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。			
	水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
	水防活動用 気象警報	レベル 3 大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		レベル 4 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたときに発表される。
		レベル 5 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	水防活動用 高潮警報	レベル 3 高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		レベル 4 高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
		レベル 5 高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

ページ	運用開始後		
	水防活動用 洪水警報	レベル3 氾濫警報 又はレベル3 大雨 警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		レベル4 氾濫危険 警報又はレベル4 大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれ大きいときに発表される。
		レベル5 氾濫特別 警報又はレベル5 大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
	水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意 報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	水防活動用 高潮注意報	レベル2 高潮注意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が予想されたときに発表される。
	水防活動用 洪水注意報	レベル2 氾濫注意 報又はレベル2 大 雨注意報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
134	5 ダム等の放流に関する情報 (2) 本市での情報の活用 広島地方气象台からレベル2 氾濫注意報又はレベル2 大雨注意報、レベル3 氾濫警報又はレベル3 大雨警報が発表されている場合は、状況に応じて、河川堤防の巡視等を行う。 (3) 住民への伝達等 広島地方气象台からレベル2 氾濫注意報又はレベル2 大雨注意報、レベル3 氾濫警報又はレベル3 大雨警報が発表されている場合に通知されるダムの放流に関する通知の情報を、状況に応じて防災行政無線等により、河川沿いの住民等へ伝達及び注意喚起等を行う。		
142～ 143	8 土砂災害警戒情報 【関係法令：災害対策基本法 55 条、気象業務法第 13 条、土砂災害防止法第 27 条】 市区町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市区町を特定して土砂災害の警戒が呼びかけられる情報で、広島県と広島地方气象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第 13 条第 1 項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4 土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。 (1) 発表・通知機関 ア 発表機関 広島地方气象台と広島県土木建築局砂防課が共同発表 イ 通知機関 広島県危機管理監危機管理課 (2) 発表及び解除の基準 ア 発表基準 実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に到達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市区町（広島市においては、行政区単位）ごとに発表する。		

ページ	運用開始後
	(3) 受信及び伝達 土砂災害警戒情報の受信、伝達及び通知経路は次のとおり。  <pre> graph LR subgraph "広島地方気象台" A[広島地方気象台] B[広島県土木建築局 砂防課] end A --> C[広島県 (危機管理課)] A --> D[気象業務支援センター] A --> E[日本放送協会] A --> F[民間報道機関] C --> G["市災害対策本部 (危機管理室)"] D --> G E --> H["日本放送協会 広島放送局"] F --> I[地域住民] G --> J[各局等] G --> K["各区本部（区役所） 各消防署"] H --> I </pre>
143～ 144	「11 竜巻注意情報」に関する記述を削除